

公立学校共済組合静岡支部運営審議会議事録

- 1 日 時 令和2年6月19日（金） 午前10時00分から10時40分
- 2 場 所 静岡県庁西館8階教育委員会議室
- 3 出席者 赤池浩章、志村剛和、長澤由哉、深田祐文、古田由香理、
本多伸治、宮崎文秀、森山貴史、山田芳行の各委員
- 4 議 題 【議案】 令和元年度事業報告及び決算
- 5 報告事項 (1) 介護休業手当金の給付上限相当額の変更について
(2) 被扶養者の国内居住要件について
(3) 新たな任用制度施行に伴う組合員数の増加について
(4) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う共済組合事業の対応
について
- 6 議 事
 - (1) 運営規則第63条第2項の規定に基づき、委員の互選により、長澤由哉委員を
会長に選任した。
 - (2) 運営規則第63条第4項の規定に基づき、会長により志村剛和委員が会長代理
に指名された。
 - (3) 議案については、原案どおり承認された。
 - (4) 質疑及び意見（要旨）は別添のとおり。

委 員	質 疑 又 は 意 見	事務局	回 答
宮崎委員	【議案】 （支部に決定権がある事業について） 監査報告書の要望事項に、「貸付金の貸付利率の決定権が支部にない」とある。共済の事業には、当然、本部の規定等に基づき実施されている事業もあるかと思うが、支部が決定権を持つ事業には何があるのか伺う。	都 築	資料№.3 の 3 ページから 6 ページまでの短期経理及び厚生年金保険経理等により実施している短期給付及び長期給付事業については、「地方公務員等共済組合法」の規定に基づき実施されており、事業内容の決定権は支部にないこととなる。 貸付事業は、ご質問の中にあつたとおり、本部の定めた「貸付規程」により実施することとされている。 7 ページの業務経理は、短期給付及び長期給付事業を行うための事務費用を処理する経理であることから、事業自体を持っていない。 残る 8 ページから 9 ページの保健経理における保健事業のみが、本部からの事業費の配分等を財源に、支部の裁量で実施できる事業となっている。
宮崎委員	では、その保健事業における静岡支部の特徴、他支部との違いについて伺う。	都 築	どの支部も比較的傾向は類似しているが、資料№.3 の 9 ページに記載の事業費ベースで見ると、特定健診等事業から健康づくり事業までの「健康管理事業」の支出が全体の約 92% を占めており、その他の「一般事業」は 8 % 程度に留まっている。 このことを踏まえると、「健康管理事業」にかなりのウェイトを置いているということが、静岡支部の特徴と考える。 なお、保健事業の実施に当たっては、概ね 5 年程度に 1 回行われる、支部保健事業検討委員会における提言に基づき進められることとなっている。
古田委員	（教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等について） 令和元年度の当審議会において、教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等について資料提供を受けたが、今年度も同様の情報を提供していただけるか。	都 築	令和元年度（平成 30 年度分）については、事前に情報提供の依頼があり、資料提供したところである。 令和 2 年度（令和元年度分）については、事前に準備してなかったため、後日、当審議会の議事録と併せて当該資料の提供を行うということで御了承いただきたい。

委 員	質 疑 又 は 意 見	事務局	回 答
赤池委員	【報告事項】 （組合員数の増加による事業実施への影響） 新たな任用制度施行で組合員数が2,700名程度増加したとあるが、確か本部からの事業費配分の積算基準は前年度組合員数にあったと記憶している。今般の組合員数の増加によって、支部が決定権を持つ事業の実施にあたり、影響はないか伺う。 また、組合員数増加分の追加事業資金は改めて本部から配分されるのか伺う。	都 築	御指摘のとおり、本部からの事業費の配分は、原則、前年の9月末現在の組合員数を基準になされているが、令和2年度にあっては、新たな任用制度施行に伴う組合員数の増加が見込まれたため、令和元年度中に本部による増加見込数の調査が行われ、情報提供したところである。 これを受けて、追加事業資金ではないが、令和2年度の保健事業における配分額は若干増加しており、また、予算編成にあっても、組合員数の増加を要因とした事業費の削減は行っておらず、影響は回避できたと捉えている。 また、令和3年度以降の事業費の配分についても、同様の基準で適正に行われると考えており、今後も支部の事業実施に特段影響はないものと思料する。
森山委員	（教職員元気回復事業について） 教職員元気回復事業の実施判断については、7月上旬に行うとあるが、事業自体の判断を本部が行い、それを受けて各支部が検討するという解釈でよいのか伺う。	都 築	先の御質問で回答したとおり、保健事業については全般的に支部が決定権を持っており、当該事業の実施についても支部の判断によるところである。 今般の事態を受けて、現在検討中ではあるものの、令和2年度は、教職員元気回復事業として、従来の地区別教職員体育大会に加え、個人向けメニューを新設することとしている。 まず、前者の体育大会については、一定数の参加者を募った上での開催となり、三密状態を生みやすく、主催者の立場としては、状況を鑑みると実施判断を下すことは難しいと考える。 一方、個人向けメニューについては、運動施設等の利用料や、マラソン大会等スポーツ大会の参加費に対する1,000円を上限とした補助を行うことを検討しており、緊急事態宣言の解除を受け、そのような施設の利用やスポーツ大会への参加は、組合員個人の判断によることから、可能な限り実施する方向で考えているところである。